

## 欠損金の繰越し

**Q** : 当社は、ここ数年、業績が悪く欠損続きです。この欠損金はどうなるのですか。今後の利益と相殺できるとしたら、いつまでの分とできるのですか。

**A** : 青色申告書を提出した事業年度の欠損金は、翌期以後7年にわたって損金の額に算入することができます。

### 【解説】

長引く景気の低迷から、赤字決算を余儀なくされている会社が多いようですが、この赤字(繰越欠損金といいます)は、翌事業年度以後7年間繰越し(平成15年度までは5年間とされていましたが)ができ、その間に黒字となれば、その黒字と相殺して損金の額に算入することができます(この間に損金算入できなかった繰越欠損金は、切捨てとなります)。

ただし、この適用が受けられるのは、青色申告法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金で、繰越欠損金の生じた事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において、連続して確定申告書を提出していることが要件となっています。無申告の場合には適用が受けられませんので注意してください。

また、この適用を受けるには、帳簿書類を整理し、7年間保存していなければなりません。

なお、7年間繰越しができる欠損金は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金で、それ以前の欠損金は5年しか繰り越すことができません。

